

東京大学物性研究所教員公募について

1. 職名および人数

特任助教 1 名

2. 所属

東京大学物性研究所極限コヒーレント光科学研究センター

3. 就業場所

東京大学物性研究所

柏キャンパス（千葉県柏市柏の葉 5-1-5）

4. 公募内容

松田巖研究室では、新たな原子層の開拓と量子ビーム(X線、陽電子線、電子線)を用いた表面物性の研究をおこなっている。本公募では、研究室が参画する JST CREST 課題「2次元ホウ素未踏マテリアルの創製と機能開拓」をもとに松田巖教授と協力して軽元素を中心とした原子層の革新的な合成法を開拓し、さらに本物質群の構造及び電子状態の研究を進めることができる若手研究者を募集する。原子層合成及び量子ビーム計測の両方の実験技術を有し、東京大学大学院生の研究教育にも意欲的であることが望ましい。

5. 応募資格

博士号または同等の資格を有する、または着任までに取得見込の方

6. 契約期間

採用決定後なるべく早い時期より令和9年3月31日までとする。

7. 更新

更新はありません。

8. 試用期間

採用された日から14日間（東京大学教職員就業規則第8条による）

9. 応募締切

令和5年10月31日（火）必着

10. 提出書類

（イ）応募の場合

○履歴書（東京大学統一履歴書（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>）を用いること）

○業績リスト（特に重要な論文に○印を付けること）

○主要論文の別刷（3編、コピー可）

○研究業績の概要（A4用紙2-3枚程度）

○研究計画書（A4用紙2-3枚程度）

○応募者についての推薦書、または、意見書（作成者から書類提出先へ直送）

（ロ）推薦の場合

○推薦書

○履歴書（東京大学統一履歴書（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>）を用いること）

○業績リスト（特に重要な論文に○印を付けること）

○主要論文の別刷（3 編、コピー可）

○研究業績の概要（A4 用紙 2－3 枚程度）

○研究計画書（A4 用紙 2－3 枚程度）

11. 提出方法

郵送または電子メール

提出先：〒277-8581 千葉県柏市柏の葉 5-1-5 東京大学物性研究所 総務係

電話：04-7136-3207 Email：issp-jinji@issp.u-tokyo.ac.jp

○郵送の場合

「物性研究所極限コヒーレント光科学研究センター（松田巖研究室）特任助教応募書類在中」、又は「物性研究所極限コヒーレント光科学研究センター（松田巖研究室）特任助教推薦書類在中」の旨を朱書し、簡易書留等配達状況が確認可能な方法で送付すること

○電子メールの場合

空の電子メールを件名「物性研究所極限コヒーレント光科学研究センター（松田巖研究室）特任助教応募」にて上記提出先に送付し、その後返信される電子メールに記載された書類提出先フォルダに応募書類一式をアップロードすること（応募の場合、推薦書または意見書は、作成者から書類提出先へ直送のこと）

※勤務日 2～3 日以内に返信メールが届かない場合には総務係へご連絡ください。

12. 照会先

提出手続きに関する問い合わせは提出先に、それ以外は下記まで問い合わせること

東京大学物性研究所 極限コヒーレント光科学研究センター 教授 松田巖

e-mail: imatsuda@issp.u-tokyo.ac.jp

13. 募集者名称

国立大学法人東京大学

14. 就業時間

専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。

15. 休日

土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

16. 休暇

年次有給休暇、特別休暇等

17. 賃金等

学歴・職務経験等を考慮して決定。

諸手当：通勤手当（原則 55,000 円まで）のほか、本学の定めるところによる。

18. 加入保険

文部科学省共済組合、雇用保険

19. その他

○東京大学物性研究所教授会の議を経て審査決定します。ただし、適任者のない場合は決定を保留します。

○東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。

○外為法等の定めにより、国外機関との兼業や外国政府等からの多額の収入があり、本学における研究上の技術の共有が制限される場合には、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。そのため、着任後の兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

○提出書類等は返却しませんので、了解の上、応募または推薦してください。また、履歴書は本公募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

○受動喫煙防止措置の状況は屋内原則禁煙（喫煙場所設置）です。

令和5年8月3日

東京大学物性研究所長 廣井 善二